申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	応急仮設建築物の存続の許可
	去令及び条項	建築基準法第85条第3項
所管	部課係名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審	関 係 条 項	
		未設定(許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため)
	基準	
	(未設定の場	
査 	合はその理由)	
基	参考事項	解釈文書等 「新型コロナウイルス感染症への対策に伴う応急仮設建築物等の取扱いについて(通知)」(令和2年4月13日建安第83号) 「コロナ禍の状況に対応するための仮設の施設の設置にあたっての建築基準法第85条第2項等の適用について」(令和3年1月7日国住指第3474号) 「建築基準法質疑応答集」(第一法規 平成元年) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について(技術的助言)」(令和4年5月20日国住指第126号)
準	設定等年月日	年 月 日設定(年 月 日最終変更)
標準処理期	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	60日
期間	設定等年月日	平成16年4月1日設定(年月日最終変更)